

工事名: R2阿土 椿泊漁港 阿南・椿泊 護岸工事(1)  
工 程

## 1 他工事等との調整 (対象 有)

- 1 本工事区間の終点側に別途「R2阿土 椿泊漁港 阿南・椿泊 護岸工事(2)」を同時期に発注予定である。このため、工事施工にあたり工事間調整に努めなければならない。

## 2 施工の制限(対象 無)

## 3 作業時間帯(対象 無)

## 4 工事履行報告書(対象 無)

## 5 その他(対象 無)

## 用地 関係

### 1 ブロック仮置ヤード(対象 有)

本工事のブロック仮置ヤードは、橋港中浦地区野積場ヤードである。

### 2 仮置ブロック(対象 無)

## 支障 物件

受注者は、工事着手前に必ず工事施工箇所の支障物件について確認し、監督員に「支障物件確認書(現場着手時)」を提出し、監督員の確認を受けた後、工事に着手すること。

### 1 支障物件の事前調査(対象 無)

### 2 支障物件の撤去(対象 無)

### 3 立木の置き場所(対象 無)

### 4 その他(対象 無)

## 公害 対策

### 1 作業時間(対象 無)

### 2 事業損失防止対策(対象 無)

### 3 濁水処理(対象 無)

### 4 低騒音型・低振動型建設機械(対象 無)

### 5 六価クロム溶出試験(対象 無)

## 安全 対策

### 1 交通安全施設等(対象 有)

交通安全施設等について、関係者との協議により、通常想定される施設等と大幅に異なる場合には監督員と協議を行って実施するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。

### 2 交通誘導警備員(対象 有)

工事名: R2阿土 椿泊漁港 阿南・椿泊 護岸工事(1)

交通整理の必要日数として11日を見込んでいる。配置人員として、交通誘導警備員Bを合計11名(交替要員[無し])見込んでいるが、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議するものとする。

3 足場通路等からの墜落防止措置(対象 無)

## 建設副産物

1 建設発生土の利用(対象 無)

2 建設発生土の搬出(対象 有)

本工事の建設発生土については、次に掲げる箇所に搬出すること。なお、受入側との協議等で搬出が困難な場合は、監督員と協議するものとする。

工事名	
箇所名	阿南市橋町小勝
運搬距離	海上運搬 L=11.7km

3 再生利用のための建設副産物の搬出(対象 有)

- 1 受注者は、本工事の施工により発生する次の建設副産物について、再資源化を行うため産業廃棄物中間処理許可施設(再資源化施設)へ搬出すること。また、搬出に際しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守しなければならない。
- 2 受注者は、建設副産物の搬出前に受入場所・条件等について、監督員と協議するものとする。
- 3 自己処理を希望する場合は、監督員と協議するものとする。
- 4 受入先との協議の結果、再資源化が困難である場合は、監督員と協議するものとする。

	コンクリート塊	アスファルト塊	木材	汚泥
対象物	○			

4 最終処分のための建設副産物の搬出(対象 無)

5 建設汚泥の自工事現場内における再生利用(対象 無)

6 建設汚泥の中間処理方法等(対象 無)

7 建設汚泥処理土の利用(対象 無)

8 建設汚泥処理土の搬出(対象 無)

9 剥ぎ取り表土の利用(対象 無)

10 一般廃棄物の搬出(対象 無)

11 根株等の利用(対象 無)

12 根株処理工の出来高の算出(対象 無)

## 工事用道路

1 工事用道路等の補修(対象 無)

工事名: R2阿土 椿泊漁港 阿南・椿泊 護岸工事(1)

## 仮設備

- 1 床掘(対象 無)
- 2 鋼矢板等の打込引抜工法(対象 無)
- 3 仮設防護柵工(対象 無)
- 4 仮締切り(土留)(対象 無)
- 5 鋼矢板二重締切(対象 無)
- 6 水替施設(対象 無)
- 7 異常出水の処置(対象 無)

## その他

- 1 図面の電子納品(対象 有)

本工事で提供する発注図面は、CADデータ(SFC形式)であるため図面を電子納品の対象とする。なお発注図面は、CAD製図基準(案)に準拠していない。

- 2 標準断面図板設置の省略(対象 無)
- 3 しゅん工標設置の省略(対象 無)
- 4 同一の場所において施工する工事同士の現場代理人の兼務(対象 無)

※現場代理人の兼務については、同一の場所において施工する工事同士の兼務のほか、仕様書に記載された要件を全て満たす場合についても兼務を認めている。

- 5 三者会議※(対象 無)

ただし、主任技術者の専任が必要な工事で、主任技術者が2つの工事を兼務(兼務届を提出する場合)し、かつ次の①～④のいずれかに該当する工事は、三者会議(三者以上の会議を含む)を実施する。

- ①橋梁、トンネル、樋門等の重要構造物工事を含む工事
- ②現場条件が特殊である工事
- ③施工に要する技術が新規又は高度である工事
- ④その他、設計時の設計意図を詳細に伝達する必要がある工事

三者会議の開催は、工事着手前に実施し、施工条件の変更等の問題が生じた場合には必要に応じ、監督員と協議を行って、複数回開催することができる。

※「三者会議」とは、発注者と受注者と設計者の三者が一堂に会することにより、設計者の意図や施工上の留意点を受注者に的確に伝え、設計図書と現場との整合性を確認協議することにより、工事施行の円滑化と品質の確保を図ることを目的とし実施する。

なお、基礎杭や大規模仮設等専門性の高い工種を伴う工事では、施工者に専門工事業者(下請)の主任技術者を加え会議を実施する。

また、地質構造の複雑な箇所、地形の変化が大きい箇所等、特に地質情報の不確実性が高い現場における工事や地質技術者が参画することで当該工事の品質確保が図られると認められる工事では、地質技術者を参加させ会議を実施する。

- 6 コンクリートの単位水量の測定(対象 有)

受注者は、次の表に示す工種について単位水量測定を所定の回数実施し、単位水量の管理シートを作成するものとする。

# 現場説明書

特記事項4

工事名: R2阿土 椿泊漁港 阿南・椿泊 護岸工事(1)

工種	配合	使用量	測定回数
上部工	18-8-40BB W/C $\leq$ 60%	73	1
		合計(回)	1

7 セメント・モルタル吹付(対象 無)

8 水抜孔(対象 無)

9 種子吹付(対象 無)

10 植栽樹木の植え替え義務(対象 無)

11 使用材料の品質, 規格, 性能等(対象 有)

本工事に使用する防眩材については, 次表の設計条件を満足するものとし, 施工前に設計条件資料等を提出して, 使用する防眩材の構造について監督員の承諾を得なければならない。

名称	規格・寸法
防眩材	漁港型 H100mm×L1100mm 吸収エネルギー Er=2.70kN・m以上

12 LED道路照明灯(道路照明灯)の品質, 規格, 性能等(対象 無)

13 LED道路照明灯(トンネル照明灯)の品質, 規格, 性能等(対象 無)

14 使用材料の品質規格等(製品名表示)(対象 無)

15 県産木材の使用(県産木製型枠以外)(対象 無)

16 新技術の活用について(対象 無)

17 舗装工事(対象 無)

18 ブロックの運搬・岸壁の使用について

ブロック運搬は, L型ブロック(中浦野積場から椿泊まで)である。なお, 施工に先立ちブロックに重大な損傷等(据付けにおいてブロックが折れたり, 割れたりする恐れがある傷)がないか確認し報告すること。

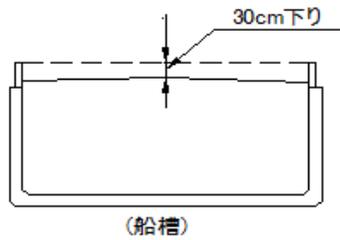
本工事で使用するブロック積出岸壁は, 一般船舶の係留が可能であるため積み出しに際しては, 前もって周知等を行うこと。

19 石材の運搬について

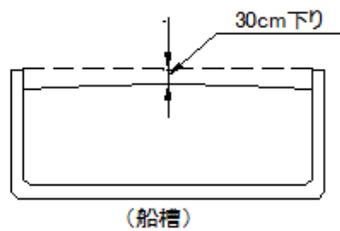
工事名: R2阿土 椿泊漁港 阿南・椿泊 護岸工事(1)

ガット船搬入時の荷姿については以下のとおりとする。なお、工事区域へのガット船の入港に際しては、工事区域外において荷姿の確認を受注者が行い、前記の荷姿が守られていない船舶については、入港させず引き取りを中止すること。

①コーミングデッキ(キール)等の上甲板より上に壁がある船

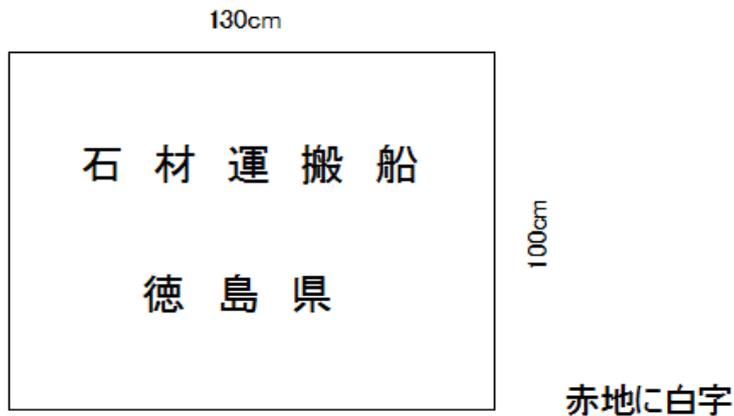


②コーミングデッキが無く上甲板が荷層の天端となっている船



20 石材運搬船のの旗掲揚について

ガット船には、図に示す旗を受注者が製作し、見やすい場所に掲揚又は掲示すること。



21 石材運搬船の入港について

工事名: R2阿土 椿泊漁港 阿南・椿泊 護岸工事(1)

捨石等石材を海上から搬入する場合は、搬入予定日時の決定した段階で、速やかに別紙様式により監督員まで提出すること。

運搬船1隻毎、石材積載量及び、寸法規格等の検収を行う。採石場にて積み込み完了時の荷姿、石材投入直前の荷姿、投入完了後(空船状況)の状況を写真撮影し、投入日時、投入位置、投入数量、使用船名等について管理表を作成するものとする。

3. 入港時、材料検収時における写真撮影については次のとおりとする。

- ①石材運搬船入港時における全景  
(船名、積荷状況等の解るもので、将来に渡って当該地区への入港船と確認できるもの)
- ②材料検収状況
- ③石材捨込後の空船状況(立会者が撮影されていること)

なお、上述の様式と対応するような黒板等に必要事項を記入し一緒に撮影すること。

工事名	〇〇〇〇〇	
分割	第〇分割	工種
捨石搬入船入港状況		
第〇〇〇丸 第〇回		

投石位置までに石材を運搬するにあたっては、十分注意し、事故が生じないようにすること。  
石山の検査は必要に応じて行うこととする。

## 22 規格外の捨石について

石材運搬船上での材料検収において、監督員が材料について規格外と判断した場合、石材投入を認めず、帰港を指示する。

## 23 捨石工の出来型管理基準について

本工事の基礎捨石(均しを行わない面)の管理基準は次のとおりとする。

管理項目	許容範囲
天端高	±70cm
法面	±70cm
天端幅	+規定しない, -10cm
延長	+規定しない, -10cm

## 24 安全監視船

安全監視船は、日数延べ隻数:38隻(作業日当り1隻)を見込んでいる。

「安全監視船勤務実績表」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し他)とともに監督員に1部提出しなければならない。安全監視船における乗組員については、高級船員1名を見込んでいる。

なお、上記の事項について、関係機関との協議及び現場条件等により必要と認められる場合は、設計変更の対象とできることとする。

## 25 安全管理

本工事は既設護岸周辺での工事であるため、石材投入時の安全管理には十分に配慮すること。

## 26 作業船の回航・えい航について

工事名: R2阿土 椿泊漁港 阿南・椿泊 護岸工事(1)

作業船の回航・えい航について、下記のとおり見込んでいる。

工事施工時期における在港状況からこのとおりにならない場合には設計変更の対象となる。

・150t吊起重機船 : 徳島港から橋港(大湊地区)まで(18湮・片道)

・グラブ浚渫船 鋼D2.5m<sup>3</sup> : 徳島港から橋港(大湊地区)まで(18湮・片道)

・45～50t吊クレーン付台船 : 徳島港から椿泊漁港まで(18湮・片道)

また、建設機械器具等海上運搬及び建設資材海上運搬については各々1往復を見込んでいる。

・300t積台船 : 橋港(答島地区)から椿泊漁港まで(6湮・往復)

## 27 既設護岸の変位観測について

請負者は、既設護岸・家屋の観測点の変位状況を観測すること。

変位観測とは、沈下計測を含め3次元の観測を行うこととする。その際、円弧すべり、急激な沈下、家屋への影響等の変状が見られた場合、直ちに監督員に報告を行うこと。

観測回数は、

- ①工事着手前
- ②基礎捨石完了時
- ③L型ブロック据付後、被覆石均し完了時
- ④裏込石投入完了時
- ⑤工事完了時

の5回を見込んでいる。

なお、変位状況に応じて観測回数を変更する場合がある。その他必要に応じて監督員と協議すること。

## 28 海上保安部への工事許可申請について

工事着手に先立ち、港則法に基づく工事の作業許可申請を徳島海上保安部に提出し許可を受けなければならない。また、当該許可書の写しを監督員に提出すること。

## 29 関係機関等に対する工事説明等について

請負者は工事施工にあたって監督員と協議の上、あらかじめ関係各機関、諸団体及び地元住民等に対して工事の施工内容、工程及びその他の施工計画について説明を行うとともに、異常事態の発生が予想される場合、または発生した場合の通報及び連絡体制等を周知徹底し、工事に対する理解と協力を得なければならない。

## 30 汚濁防止対策

水質汚濁防止対策として、水質汚濁防止膜(L=60m)を設置することとしており、使用日数は5日間を見込んでいる。

なお、上記の事項について、関係機関との協議及び現場条件等により延長等が変更となる場合は、設計変更の対象とできることとする。

## 31 その他の留意事項について

本工事の施工にあたっては、既設構造物に損傷を与えないよう十分留意すること。なお、損傷を与えた場合は、請負者の責任において原型復旧すること。

その他、必要事項については、両者協議の上、監督員の指示によるものとする。

工事名: R2阿土 樁泊漁港 阿南・樁泊 護岸工事(1)

## 支障物件確認書(現場着手時)

下記工事を施工するので、地下埋設物件について確認をお願いします。

○照会元記入

確認申請者名:	(TEL: - - )	(FAX: - - )
① 工事名:		
② 路線名:		
③ 施工場所:	(添付図:位置図・平面図)	
④ 施工時期:	令和 年 月 日～令和 年 月 日	

○照会先記入

占有物件管理 者	地下埋設物の確認		特記事項 (試掘・立会等の要否)
	有: 埋設されております	無: 埋設されていません	
道路管理者	埋設物: 所属: 確認者:  (TEL: - - ) 確認日: 令和 年 月 日	所属: 確認者:  (TEL: - - ) 確認日: 令和 年 月 日	
上水道	埋設物: 所属: 確認者:  (TEL: - - ) 確認日: 令和 年 月 日	所属: 確認者:  (TEL: - - ) 確認日: 令和 年 月 日	
下水道	埋設物: 所属: 確認者:  (TEL: - - ) 確認日: 令和 年 月 日	所属: 確認者:  (TEL: - - ) 確認日: 令和 年 月 日	
電力	埋設物: 所属: 確認者:  (TEL: - - ) 確認日: 令和 年 月 日	所属: 確認者:  (TEL: - - ) 確認日: 令和 年 月 日	
通信事業者	埋設物: 所属: 確認者:  (TEL: - - ) 確認日: 令和 年 月 日	所属: 確認者:  (TEL: - - ) 確認日: 令和 年 月 日	
ガス	埋設物: 所属: 確認者:  (TEL: - - ) 確認日: 令和 年 月 日	所属: 確認者:  (TEL: - - ) 確認日: 令和 年 月 日	
公安委員会	埋設物: 所属: 確認者:  (TEL: - - ) 確認日: 令和 年 月 日	所属: 確認者:  (TEL: - - ) 確認日: 令和 年 月 日	
	埋設物: 所属: 確認者:  (TEL: - - ) 確認日: 令和 年 月 日	所属: 確認者:  (TEL: - - ) 確認日: 令和 年 月 日	

- 注) 1. 受注者が現場着手前に作成し、監督員へ提出すること。  
 2. 地下埋設物の確認: 占有物件管理者として、施工区間(場所)が、既占有物件に影響を与えるか否か明確にすること。  
 3. 埋設物: 既占有物件である管路または、マンホール等と明記すること。(深度・条数・個数等は省略)  
 4. 確認者: 確認を行った者の所属・氏名および連絡先を明記すること。  
 5. 特記事項: 占有物件管理者として、施工者に対して要請(要望)等すべき事項を明記すること。  
 6. 占有物件管理者: 占有物件管理者は必要に応じて追加・変更すること。

# 現場説明書

工事名: R2阿土 椿泊漁港 阿南・椿泊 護岸工事(1)

## 墜落防止チェックシート

点検実施日時	令和 年 月 日( ) 時 分	天候	点検者
チェック項目	点検項目(結果 良い○ 悪い× 該当しないー)	結果	「×」の場合にとった措置
作業開始時 (毎回)	作業実施が危険な天候でないか。		
	作業従事者の服装, 安全装備(安全帯等)は適切か。		
足場の設置 (高さ2m以上の足場を設置する場合)	①足場を組み立てる等により作業床を設けているか。また、作業床の幅は40cm以上、床材間の隙間は3cm以下、床材と建地との隙間は12cm未満となっているか。※注1		
	②作業床端部、開口部等には、足場の種類に応じて、次の足場用墜落防止設備を設置しているか。 【枠組足場】 「交さ筋かい及び高さ15cm以上40cm以下の棧若しくは高さ15cm以上の幅木」又は「手すりわく」 【枠組足場以外の足場(単管足場等)】 高さ85cm以上の手すり及び高さ35cm以上50cm以下の棧		
	③作業の性質上足場用墜落防止設備を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に足場用墜落防止設備を取り外す場合は、次の措置を講じているか。 ・安全帯を安全に取り付けるための設備(親綱等)を設けているか、又は防網を張っているか。 ・上記の措置を講じる箇所への関係労働者以外の者の立入を禁止しているか。 ・臨時に取り外した設備は、作業終了後、直ちに元の状態に戻しているか。		
	④作業床(足場)の設置が困難な場合 防網を張り、安全帯等を安全に取り付けるための設備(親綱等)を設置しているか。		
足場組立・解体作業時	足場の組立て等の作業に従事する者は、特別教育を受けているか。※注2		
	技能講習を修了した者のうちから、足場の組立て等作業主任者を選任しているか。※注3		
	足場の組立て等作業主任者は安全帯等及び保護帽の使用状況を監視しているか。※注3		
	足場の設置は手すり先行工法による施工か。  足場材の緊結、取り外し、受渡し等の作業では、次の措置を講じているか。※注4 ・幅40cm以上の作業床を設けているか。 ・安全帯を安全に取り付けるための設備(親綱等)を設け、労働者に安全帯を使用させているか。		
足場上での作業時 (毎回)	通路面は、つまづき、滑り、踏み抜き等の危険のない状態が保たれているか。		
	作業床及び囲い等の設置が困難なとき(「足場の設置」における③及び④該当時)は、安全帯を使用させているか。  安全帯等を安全に取り付けるための設備(親綱等)の点検を実施したか。		
昇降設備の設置	高さが1.5mを超える箇所で作業を行う場合は、安全な昇降装置を設けているか。		

高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、このチェックシートを作業日毎に作成し、保管すること。

監督員より請求のあったときは、直ちに提示すること。

このチェックシートは重要な項目について抽出したものである(全て労働安全衛生規則又は共通仕様書での規定事  
※注1 はり間方向における建地の内法幅が64cm未満の足場の作業床であって、床材と腕木との緊結部が特定の位置に固定される構造のものについては、H27.7.1時点で現に存する鋼管足場用の部材が用いられている場合に限り、「床材と建地との隙間は12cm未満」は適用しない。

※注2 H27.7.1時点で現に足場の組立て等の業務に従事している者は、H29.6.30までの間は特別教育を要しない。

※注3 つり足場、張り出し足場または高さ5m以上の足場の場合に適用する。

※注4 つり足場、張り出し足場または高さ2m以上の足場の場合に適用する。